

改正案	現行
<p>(発行会社)</p> <p>第十五条 法第三十四条第一項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める関係にあるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 株式の買取りの申込みをした日において、六月間継続して、銀行等が発行する株式を保有している会社の発行する株式を当該銀行等が保有している場合における当該会社</p> <p>二 株式の買取りの申込みをした日において、六月間継続して、銀行等が発行する株式を保有している会社の議決権の過半数を保有する会社の発行する株式を当該銀行が保有している場合における当該銀行等が発行する株式を保有している会社</p> <p>2 前項各号に掲げる会社に該当するかどうかを判断するに当たっては、銀行等又は銀行等が発行する株式を保有する会社若しくは当該会社の議決権の過半数を保有する会社が、株式の買取りの申込みをした日の六月前の日から当該株式の買取りの申込みをした日までの間に生じた合併、会社分割又は事業の譲渡の当事者の発行する株式を保有していた期間をも勘案して、合理的に判断するものとする。</p> <p>(業務の委託の認可申請)</p> <p>第十六条 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(業務の委託の認可申請)</p> <p>第十五条 (略)</p>

(業務の委託先)

第十七条 (略)

(業務規程の記載事項)

第十八条 (略)

(業務規程の変更の認可申請)

第十九条 (略)

(特別株式買取りの申込みに係る株式の要件)

第二十条 法第三十八条第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 特別株式買取りの申込みに係る株式を発行している者が次のいずれかに該当すること。

イ 一以上の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下同じ。）により、長期の債務（物上担保若しくは保証又は劣後の内容を有する特約が付されているものを除く。以下同じ。）を履行する能力（保険金を支払う能力を含む。以下同じ。）について、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものが付与されている者（当該格付が当該者の依頼により付与され、かつ、公表されて

(業務の委託先)

第十六条 (略)

(業務規程の記載事項)

第十七条 (略)

(業務規程の変更の認可申請)

第十八条 (略)

(特別株式買取りの申込みに係る株式の要件)

第十九条 法第三十八条第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 特別株式買取りの申込みに係る株式を発行している者が次のいずれかに該当すること。

イ 一以上の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下このイ及びハ並びに第二十条の四第一項第一号イ及びハにおいて同じ。）により、長期の債務（物上担保若しくは保証又は劣後の内容を有する特約が付されているものを除く。以下このイ及びハ並びに第二十条の四第一項第一号イ及びハにおいて同じ。）を履行する能力（保険金を支払う能力を含む。以下このイにおいて同じ。）について、一定

いる者に限る。)。ただし、一の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について複数の格付が付与されるときは、当該一の指定格付機関により付与された格付は、当該複数の格付のうち最も低位のものとする。

ロ イに規定する要件に準ずるものとして業務規程で定める者（以下「準指定格付機関」という。）によりイに規定する格付に準ずるものとして業務規程に定める評価が付与されている者

ハ (略)

二 一の会員から特別株式買取りの申込みがあつた株式数（当該申込みに係る株式の銘柄ごとの株式数とする。以下この条において同じ。）が、当該特別株式買取りの申込みがあつた日の六月前の日から当該特別株式買取りの申込みがあつた日までの間に当該一の会員が保有していた当該株式数（以下この条において「保有株式数」という。）のうち、最も少ない数を超えないこと。

水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものが付与されている者（当該格付が当該者の依頼により付与され、かつ、公表されている者に限る。）。ただし、一の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について複数の格付が付与されているときは、当該一の指定格付機関により付与された格付は、当該複数の格付のうち最も低位のものとする。

ロ イに規定する要件に準ずるものとして業務規程で定める者（ハ並びに第二十条の四第一項第一号ロ及びハにおいて「準指定格付機関」という。）によりイに規定する格付に準ずるものとして業務規程に定める評価が付与されている者

ハ (略)

二 一の会員から特別株式買取りの申込みがあつた株式数（当該申込みに係る株式の銘柄ごとの株式数とする。以下この条において同じ。）が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める株式数を超えないこと。

イ 当該一の会員が平成十三年四月一日以後に合併後存続した者又は設立された者である場合 当該合併の当事者（銀行等に限り。）が平成十三年三月三十一日にそれぞれ保有していた株式数を合算したもの（当該合併の当事者及び当該一の会員が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。）

ロ 当該一の会員が平成十三年四月一日以後に会社分割（当該会社分割により銀行及び長期信用銀行が設立され又は事業を承継したものに限る。）によりその有する資産及び負債の移転を行

った会社（以下この号及び次項において「分割会社」という。

）である場合 当該一の会員が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数（当該会社分割までに当該一の会員が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。）に、当該会社分割後に引き続き保有することとなった株式数を当該会社分割の直前において保有していた株式数から当該会社分割により銀行又は長期信用銀行以外の会社が承継した株式数を控除したもので除した割合を乗じたもの（ホにおいて「分割会社株式数」という。

）から、当該会社分割後に当該一の会員が特別株式買取りにより売却した株式数を除いたもの

ハ 当該一の会員が平成十三年四月一日以後に会社分割（当該会社分割に係る分割会社が銀行又は長期信用銀行であるものに限る。）により設立された会社である場合 当該分割会社が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数（当該会社分割までに当該分割会社が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。）に、当該会社分割により当該一の会員が承継した株式数を当該分割会社が当該会社分割の直前において保有していた株式数から当該会社分割により銀行又は長期信用銀行以外の会社が承継した株式数を控除したもので除した割合を乗じたもの（当該一の会員が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。）

ニ 当該一の会員が平成十三年四月一日以後に会社分割（当該会社分割に係る分割会社が銀行又は長期信用銀行であるものに限る。）により事業を承継した会社（ホにおいて「承継会社」と

いう。)である場合 当該分割会社が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数(当該会社分割までに当該分割会社が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。)に、当該会社分割により当該一の会員が承継した株式数を当該分割会社が当該会社分割の直前において保有していた株式数から当該会社分割により銀行又は長期信用銀行以外の会社が承継した株式数を控除したもので除した割合を乗じたもの(ホにおいて「承継会社株式数」という。)と、当該一の会員が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数とを合計したもの(当該一の会員が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。)

ホ 当該一の会員が平成十三年四月一日以後の会社分割に係る分割会社である場合であつて、当該会社分割と併せて行われた他の会社分割に係る承継会社であるとき。 当該一の会員が分割会社である場合における分割会社株式数と、当該一の会員が承継会社である場合における承継会社株式数とを合計したもの(当該会社分割後に当該一の会員が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。)

ヘ 当該一の会員が平成十三年四月一日以後に事業の譲受け(銀行等からの事業の譲受けに限る。)に伴い株式を取得した者である場合 当該事業を譲渡した者が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数(当該譲渡までに当該譲渡した者が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。)に、当該譲受けにより当該一の会員が取得した株式数を当該譲渡した者が当該譲渡

2 | 前項第二号の特別株式買取りの申込みがあった株式に関して、当該申込みがあった日の六月前の日から当該申込みがあった日までの間に株式の併合又は分割、株式交換、株式移転、合併、会社分割その他の事由（以下この項、第二十条の三第二項、第二十条の六第二項及び第二十条の九第二項において「株式の併合等」という。）が生じた場合には、当該特別株式買取りの申込みがあった株式に係る保有株式数は、当該株式の併合等を考慮して合理的な方法により計算したものとす。

2 | 前項第二号の一の会員が同号イからトまでに掲げる区分に該当し、同号イからトまでに定める株式数を計算する場合において、当該一の会員、同号イに定める合併の当事者、同号ハ若しくはニに定める分割会社又は同号へに定める事業を譲渡した者（以下この項において「合併等当事者」という。）が同号イからトまでに定める合併、会社分割又は事業の譲受け若しくは譲渡（以下この項において「合併等」という。）の前に他の合併等（平成十三年四月一日以後の合併等に限る。合併等が複数あるときは、その最初の合併等）を行

の直前において保有していた株式数で除した割合を乗じたものと、当該一の会員が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数とを合計したもの（当該一の会員が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。）

ト 当該一の会員が平成十三年四月一日以後に事業の譲渡（銀行等への事業の譲渡に限る。）に伴い株式を譲渡した者である場合 当該一の会員が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数（当該譲渡までに当該一の会員が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。）に、当該譲渡後に引き続き保有することとなった株式数を当該譲渡の直前において保有していた株式数で除した割合を乗じたもの（当該譲渡後に当該一の会員が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。）

チ イからトまでに掲げる場合以外の場合 当該一の会員が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数（当該一の会員が特別株式買取りにより売却した株式数を除く。）

3 | 特別株式買取りの申込みを行った一の会員に関して、当該申込みがあつた日の六月前の日から当該申込みがあつた日までの間に合併、会社分割又は事業の譲受け若しくは譲渡（以下この項、第二十条の三第三項、第二十条の六第三項及び第二十条の九第三項において「合併等」という。）が生じた場合には、当該特別株式買取りの申込みがあつた株式に係る保有株式数は、当該合併等を考慮して合理的な方法により計算したものとす。

（会員からの株式の買取り等の報告）

第二十條の二（略）

2 | 機構は、法第三十八条第四項前段の規定による株式の買取りの報告をする場合において、当該株式の買取りが特別株式買取りであるときは、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した報告書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

一・二（略）

つているとき（本項の規定により他の合併等が行われなかつたとみなす場合において、当該一の会員が平成十三年四月一日以後複数数の合併等を行っているときを含まむ。）は、当該他の合併等が行われず、かつ、当該合併等当事者が当該他の合併等に係る同号イからトまでに定める株式数の株式を平成十三年三月三十一日に保有していたものとみなす。この場合において、当該一の会員が平成十三年四月一日以後一回の合併等のみを行っているときとみなされるに、当該一の会員に同号の規定を適用する。

3 | 第一項第二号の特別株式買取りの申込みがあつた株式に関して平成十三年四月一日以後の株式の併合又は分割、会社の株式交換、株式移転、会社分割又は合併その他の事由（以下この項において「株式の併合等」という。）があつた場合には、当該特別株式買取りの申込みがあつた株式に係る同号イからチまでに定める株式数は、当該増減の原因である株式の併合等を考慮して合理的な方法により計算したものとす。

（会員からの株式の買取り等の報告）

第二十條（略）

2 | 機構は、法第三十八条第四項前段の規定による株式の買取りの報告をする場合において、当該株式の買取りが特別株式買取りであるときは、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した報告書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

一・二（略）

三 法第三十八条の三第一項に規定する購入の請求があつた場合は、その旨

3 (略)

(発行会社株式買取りの申込みに係る株式の要件)

第二十条の三 法第三十八条の二第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 発行会社株式買取りの申込みに係る株式を発行している者が次のいずれかに該当すること。

イ 一 以上の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものが付与されている者（当該格付が当該者の依頼により付与され、かつ、公表されている者に限る。）。ただし、一の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について複数の格付が付与されているときは、当該一の指定格付機関により付与された格付は、当該複数の格付のうち最も低位のものとする。

ロ 準指定格付機関によりイに規定する格付に準ずるものとして業務規程に定める評価が付与されている者

ハ 指定格付機関による格付及び準指定格付機関による評価が付与されていない銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社であつて、次のいずれかに該当するその子銀行等の株式の当該者による取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額がある

三 法第三十八条の二第一項に規定する購入の請求があつた場合は、その旨

3 (略)

(新設)

ときは、その価額)の合計額が当該者の総資産の額に占める割合が金融庁長官及び財務大臣が指定する割合を超える者

(1) 一 以上の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものが付与されていること(当該格付が当該者の依頼により付与され、かつ、公表されている場合に限る)。
。ただし、一の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について複数の格付が付与されているときは、当該一の指定格付機関により付与された格付は、当該複数の格付のうち最も低位のものとする。

(2) (1)に規定する格付に準ずるものとして業務規程に定める評価が付与されていること。

二 一の発行会社から発行会社株式買取りの申込みがあった株式数(当該申込みに係る株式の銘柄ごとの株式数とする。以下この条において同じ。)が、当該発行会社株式買取りの申込みがあった日の六月前の日から当該発行会社株式買取りの申込みがあった日までの間に当該一の発行会社が保有していた当該株式数(以下この条において「保有株式数」という。)のうち、最も少ない数を超えないこと。

2 | 前項第二号の発行会社株式買取りの申込みがあった株式に関して、当該申込みがあった日の六月前の日から当該申込みがあった日までの間に株式の併合等が生じた場合には、当該発行会社株式買取りの申込みがあった株式に係る保有株式数は、当該株式の併合等を考

慮して合理的な方法により計算したものとす。

- 3| 発行会社株式買取りの申込みを行った一の発行会社に関して、当該申込みがあった日の六月前の日から当該申込みがあった日までの間に合併等が生じた場合には、当該発行会社株式買取りの申込みがあった株式に係る保有株式数は、当該合併等を考慮して合理的な方法により計算したものとす。

(発行会社からの株式の買取りの報告)

第二十條の四 機構は、法第三十八條の二第四項の規定による株式の買取りの報告をする場合において、当該株式の買取りが発行会社株式買取り以外のものであるときは、次に掲げる事項を記載した報告書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一| 買取りの日
- 二| 株式を売却した発行会社名
- 三| 株式の銘柄及び株式数
- 四| 買取りの価額及びその算定方法
- 五| 受取手数料の金額

2| 機構は、法第三十八條の二第四項の規定による株式の買取りの報告をする場合において、当該株式の買取りが発行会社株式買取りであるときは、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した報告書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一| 法第三十八條の二第三項に規定する要件に関する事項
- 二| 法第三十八條の四第一項に規定する購入の請求があった場合は

(新設)

、その旨

(特別株式買取りを行った場合における会員が発行する株式の購入の請求)

第二十条の五 会員は、法第三十八条の三第一項に規定する購入の請求をするときは、当該購入の請求に係る特定発行会社名及び株式の銘柄を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

(削る)

(会員が発行する株式の購入の請求)

第二十条の二 会員は、法第三十八条の二第一項に規定する購入の請求をするときは、当該購入の請求に係る発行会社名及び株式の銘柄を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

(発行会社)

第二十条の三 法第三十八条の二第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める関係にあるものは、平成十三年三月三十一日において銀行等が発行する株式を保有していた会社と当該銀行等とが相互にその発行する株式を保有していた関係となる場合の当該会社(次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める会社を含む。)とする。

一 当該会社が平成十三年四月一日以後に合併した場合 当該合併後存続した会社又は当該合併により設立された会社

二 当該会社が平成十三年四月一日以後に会社分割によりその有する資産及び負債の移転を行った場合 当該会社分割により設立された会社又は当該会社分割により事業を承継した会社

三 当該会社が平成十三年四月一日以後に事業を譲渡した場合 当該事業を譲り受けた会社

四 前三号に定める会社が前三号に掲げる区分に該当した場合 前三号に掲げる区分に応じ前三号に定める会社

(特別株式買取りを行った場合における特定発行会社からの株式の買取りの申込みに係る株式の要件)

第二十條の六 法第三十八條の三第四項において準用する法第三十八條の二第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 特定発行会社からの株式の買取りの申込みに係る株式を発行している者が次のいずれかに該当すること。

イ〜ハ (略)

二 一の特定発行会社から株式の買取りの申込みがあつた株式数(当該申込みに係る株式の銘柄ごとの株式数とする。以下この条において同じ。)が、当該株式の買取りの申込みがあつた日の六月前の日から当該株式の買取りの申込みがあつた日までの間に当該一の特定発行会社が保有していた当該株式数(以下この条において「保有株式数」という。)のうち、最も少ない数を超えないこと。

(発行会社からの株式の買取りの申込みに係る株式の要件)

第二十條の四 法第三十八條の二第四項において準用する法第三十八條第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 発行会社からの株式の買取りの申込みに係る株式を発行している者が次のいずれかに該当すること。

イ〜ハ (略)

二 一の発行会社からの株式の買取りの申込みがあつた株式数(当該申込みに係る株式の銘柄ごとの株式数とする。以下この条において同じ。)が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める株式数を超えないこと。

イ 当該一の発行会社が平成十三年四月一日以後に合併後存続した会社又は設立された会社である場合 当該合併の当事者が平成十三年三月三十一日にそれぞれ保有していた株式数を合算したものの(当該合併の当事者及び当該一の発行会社が法第三十八條の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。)

ロ 当該一の発行会社が平成十三年四月一日以後に会社分割によりその有する資産及び負債の移転を行った会社(以下この号において「分割会社」という。)である場合 当該一の発行会社が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数(当該会社分

割までに当該一の発行会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。)に、当該会社分割後に引き続き保有することとなった株式数を当該会社分割の直前において保有していた株式数で除した割合を乗じたもの(ホにおいて「分割会社株式数」という。)から、当該会社分割後に当該一の発行会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除いたもの

ハ 当該一の発行会社が平成十三年四月一日以後に会社分割により設立された会社である場合 当該会社分割に係る分割会社が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数(当該会社分割までに当該分割会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。)に、当該会社分割により当該一の発行会社が承継した株式数を当該分割会社が当該会社分割の直前において保有していた株式数で除した割合を乗じたもの(当該一の発行会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。)

ニ 当該一の発行会社が平成十三年四月一日以後に会社分割により事業を承継した会社(ホにおいて「承継会社」という。)である場合 当該会社分割に係る分割会社が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数(当該会社分割までに当該分割会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。)に、当該会社分割により当該一の発行会社が承継した株式数を当該分割会社が当該会社分割の直前に

において保有していた株式数で除した割合を乗じたもの（ホにおいて「承継会社株式数」という。）と、当該一の発行会社が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数とを合計したもの（当該一の発行会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。）

ホ 当該一の発行会社が平成十三年四月一日以後の会社分割に係る分割会社である場合であつて、当該会社分割と併せて行われた他の会社分割に係る承継会社であるとき。当該一の発行会社が分割会社である場合における分割会社株式数と、当該一の発行会社が承継会社である場合における承継会社株式数とを合計したもの（当該会社分割後に当該一の発行会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。）

へ 当該一の発行会社が平成十三年四月一日以後に事業の譲受けに伴い株式を取得した会社である場合。当該事業を譲渡した者が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数（当該譲渡までに当該譲渡した者が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。）に、当該譲受けにより当該一の発行会社が取得した株式数を当該譲渡した者が当該譲渡の直前において保有していた株式数で除した割合を乗じたものと、当該一の発行会社が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数とを合計したもの（当該一の発行会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株

式数を除く。)

ト 当該一の発行会社が平成十三年四月一日以後に事業の譲渡に伴い株式を譲渡した会社である場合 当該一の発行会社が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数(当該譲渡までに当該一の発行会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。)に、当該譲渡後に引き続き保有することとなった株式数を当該譲渡の直前において保有していた株式数で除した割合を乗じたもの(当該譲渡後に当該一の発行会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。)

チ イからトまでに掲げる場合以外の場合 当該一の発行会社が平成十三年三月三十一日に保有していた株式数(当該一の発行会社が法第三十八条の二第一項の規定による株式の買取りにより売却した株式数を除く。)

2| 第十九条第二項の規定は前項第二号の一の発行会社について、同条第三項の規定は同号の株式の買取りの申込みがあった株式数について、それぞれ準用する。

(新設)

2| 前項第二号の株式の買取りの申込みがあった株式に関して、当該申込みがあった日の六月前の日から当該申込みがあった日までの間に株式の併合等が生じた場合には、当該株式の買取りの申込みがあった株式に係る保有株式数は、当該株式の併合等を考慮して合理的な方法により計算したものとす。

3| 株式の買取りの申込みを行った一の特定発行会社に関して、当該申込みがあった日の六月前の日から当該申込みがあった日までの間に合併等が生じた場合には、当該株式の買取りの申込みがあった株式に係る保有株式数は、当該合併等を考慮して合理的な方法により

計算したものとす。

(特別株式買取りを行った場合における特定発行会社からの株式の買取りの報告)

第二十条の七 機構は、法第三十八条の三第四項において準用する法第三十八条の二第四項の規定による特定発行会社からの株式の買取りの報告をするときは、次に掲げる事項を記載した報告書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 株式を売却した特定発行会社名

三 五 (略)

六 法第三十八条の三第四項において準用する法第三十八条の二第

三項に規定する要件に関する事項

七 当該買取りに関し、法第三十八条の三第一項に規定する購入の

請求を行った会員からの特別株式買取りに係る次に掲げる事項

イ 二 (略)

(発行会社株式買取りを行った場合における発行会社が発行する株式の購入の請求)

第二十条の八 発行会社は、法第三十八条の四第一項に規定する購入の請求をするときは、当該購入の請求に係る特定会員名及び株式の銘柄を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

(発行会社からの株式の買取りの報告)

第二十条の五 機構は、法第三十八条の二第四項において準用する法第三十八条第四項前段の規定による発行会社からの株式の買取りの報告をするときは、次に掲げる事項を記載した報告書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 株式を売却した発行会社名

三 五 (略)

六 法第三十八条の二第四項において準用する法第三十八条第三項

に規定する要件に関する事項

七 当該買取りに関し、法第三十八条の二第一項に規定する購入の

請求を行った会員からの特別株式買取りに係る次に掲げる事項

イ 二 (略)

(新設)

(発行会社株式買取りを行った場合における特定会員からの株式の買取りの申込みに係る株式の要件)

第二十条の九 法第三十八条の第四項において準用する法第三十八

条第三項に規定する内閣府令・財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 特定会員からの株式の買取りの申込みに係る株式を発行している者が次のいずれかに該当すること。

イ 以上の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものが付与されている者(当該格付が当該者の依頼により付与され、かつ、公表されている者に限る。)。ただし、一の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について複数の格付が付与されているときは、当該一の指定格付機関により付与された格付は、当該複数の格付のうち最も低位のものとする。

ロ 準指定格付機関によりイに規定する格付に準ずるものとして業務規程に定める評価が付与されている者

ハ 指定格付機関による格付及び準指定格付機関による評価が付与されていない銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社であつて、次のいずれかに該当するその子銀行等の株式の当該者による取得価額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額)の合計額が当該者の総資産の額に占める割合が金融庁長官及び財務大臣が指定する割合を超える者

(新設)

- (1) 一 以上の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について、一定水準以上の格付として金融庁長官及び財務大臣が指定するものが付与されていること（当該格付が当該者の依頼により付与され、かつ、公表されている場合に限る。）。
- ただし、一の指定格付機関により、長期の債務を履行する能力について複数の格付が付与されているときは、当該一の指定格付機関により付与された格付は、当該複数の格付のうち最も低位のものとする。
- (2) (1)に規定する格付に準ずるものとして業務規程に定める評価が付与されていること。
- 二 一の特定会員から株式の買取りの申込みがあった株式数（当該申込みに係る株式の銘柄ごとの株式数とする。以下この条において同じ。）が、当該株式の買取りの申込みがあった日の六月前の日から当該株式の買取りの申込みがあった日までの間に当該一の特定会員が保有していた当該株式数（以下この条において「保有株式数」という。）のうち、最も少ない数を超えないこと。
- 2 前項第二号の株式の買取りの申込みがあった株式に関して、当該申込みがあった日の六月前の日から当該申込みがあった日までの間に株式の併合等が生じた場合には、当該株式の買取りの申込みがあった株式に係る保有株式数は、当該株式の併合等を考慮して合理的な方法により計算したものとす。
- 3 株式の買取りの申込みを行った一の特定会員に関して、当該申込みがあった日の六月前の日から当該申込みがあった日までの間に合

併等が生じた場合には、当該株式の買取りの申込みがあつた株式に係る保有株式数は、当該合併等を考慮して合理的な方法により計算したものとす。

(発行会社株式買取りを行った場合における特定会員からの株式の買取りの報告)

第二十條の十 機構は、法第三十八條の四第四項において準用する法第三十八條第四項前段の規定による特定会員からの株式の買取りの報告をするときは、次に掲げる事項を記載した報告書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 買取りの日
- 二 株式を売却した特定会員名
- 三 株式の銘柄及び株式数
- 四 買取りの価額及びその算定方法
- 五 受取手数料の金額
- 六 法第三十八條の四第四項において準用する法第三十八條第三項に規定する要件に関する事項
- 七 当該買取りに関し、法第三十八條の四第一項に規定する購入の請求を行った発行会社からの発行会社株式買取りに係る次に掲げる事項
 - イ 買取りの日
 - ロ 株式を売却した発行会社名
 - ハ 株式の銘柄及び株式数

(新設)

ニ
買取りの価額